公益財団法人日本関税協会 大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部 管理課長 大谷敦志

電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税について

スペイン、中華人民共和国、南アフリカ共和国及びオーストラリア産の電解二酸化マンガンについては、「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令(平成 20 年政令第 196 号)」に基づき、平成 20 年 9 月 1 日から本年 8 月 31 日までを課税期間として不当廉売関税が課されているところです。

この内、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産の電解二酸化マンガンについては、平成24年10月30日から、不当廉売関税の課税期間の延長のための調査が実施されており(参考)、当該調査が終了する日までの間、これら3か国を原産国とする電解二酸化マンガンを輸入する際には、引き続き不当廉売関税が課されることとなります。

また、オーストラリア産の電解二酸化マンガンについては、不当廉売関税を課する期間が、本年8月31日をもって満了する予定となっています。

したがって、本年9月1日以降に輸入申告される電解二酸化マンガンへの不当廉売関税の課税については、下記のとおりとなる予定ですので、お知らせします。

記

1. 対象貨物

関税定率法の別表第 2820.10 号に掲げる電解二酸化マンガン(電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。)

2. 対象国

スペイン、中華人民共和国、南アフリカ共和国

3. 税率

スペイン	14.0%
中華人民共和国	46.5%
貴州紅星発展大龍錳業有限責任公司 (GUIZHOU REDSTAR	34.3%
DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO., LTD.)	
南アフリカ共和国	14.5%

4. 期間

調査終了まで

問合せ先

通関総括第一部門(手続関係) 原産地調査官(原産地認定関係)

Tel 06-6576-3314
Tel 06-6576-3197

○財務省告示第三百四十一号

治四 12 · 関 南 + す ア る政 \equiv フ IJ 年 令 力 法 律 共 平 第 和 成 五. 玉 六 +年 兀 中 -政令: 華人 号) 第 第 民 兀 八 共和国及びスペイン各国 条 百十六号) 永第二十· 七 項 第八条第 に 規 定 す 産 項 る \mathcal{O} 調 電解二酸化マンガンに係る関税定率 規 査 定に基づき、 を行うこととし 次のとおり告示 たので、 不 当 す 廉 る。 売関 法 (明 税

平成二十四年十月三十日

財務大臣 城島 正光

1		· ·	
東ソー株式会社	東ソー日向株式会社	名称	不当廉売関税の課税期間の延長を
東京都港区芝三丁目八番二号	宮崎県日向市船場町一番地	住所	求めた者(申請者)の名称及び住所

二 調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

一 品名 電解二酸化マンガン

 $\overline{}$ 銘 柄 ○号に分類され 型 式 及 び 特 徴 る。 商 品 主として、 \mathcal{O} 名 称 及 び 分類 次電 に 池、 つい 酸化 て \mathcal{O} 温剤及び 統 シ 7 ス ツ テ チ 4 \mathcal{O} 材料、 Н S 塗 \mathcal{O} 料並 밆 目 びにガラ 表 第二八

ス等の製造に利用される。

三 調査に係る貨物の供給者及び供給国

 $(\underline{})(\underline{})$ 供 給 者 別 表 0 کے お V)

兀 調 査 供 を 給 開 玉 始 す 南 る アフ 年 月 日 共 和 平 国 成二 + 中 兀 華 年 民 + (共和) 月三 + 玉 一 及 び 日 スペ

IJ

力

人

五. 調 査 \mathcal{O} 対 象 とな る 期 間

し、 が 平 発するお ·成 二 指 不当 定 カン 不 当 さ + 廉 そ 廉 れ 年 売 だされ れ 政 成 た 売 関 12 令 期 第 . た 指: 関 税 間 す 百 に (同 · 関 定貨物 る 九 + す 事 項 る政令 - 六号) 第三号 項 **(電** に 第 解二 第二条 成二十三年 掲 __ まで) 酸 げ 条 第三 る 第 化 ロマンガ 期 ___ . 匹 間 項 項 月 を 第 \mathcal{O} ン 規 1 う。 号に に対 定 日 に か L 関 5 以 掲 す <u>\frac{1}{1}</u> げ て課する不当廉 下 -成二十 る 同 る Ü 事 貨 物 項 E 兀 を 年三 0 \mathcal{O} 1 満 う。 7 月三十 売関 て 了 は 後 以 に 税 下 亚 に関する 継 同 U° 成 続 日 + ま 九 で 政 年 又 \bigcirc た 兀 輸 は だだ 月 再 入

(___) 年三 間 不当 \mathcal{O} 月 満 三十 了 廉 売さ 後 12 日 れ 継 ま 続 た 指 Ļ で 定 貨 又 物 は 再 \mathcal{O} 発 輸 す 入 る 0 お 本 そ 邦 れ 0 産 に 関 業に与える す る 事 項 実質的 平 成 +な損 九 害等 年 兀 月 \mathcal{O} 事 実 日 が か 指 5 定 平 さ 成 れ + た 期 兀

日

6

平

+

兀

年三

月三

+

日

六 調 査 \mathcal{O} 対 象 とな る 事 項 \mathcal{O} 概

関

す

る

事

項

不 当 廉 売 さ れ た指 定 貨 物 0 輸 入 が 指定 され た !期間 \mathcal{O} 満 了 後 12 継 続 し、 又は 再 発 す Ź おそ、 れ に

イ 不 当 廉 売 され た 指 定 貨 物 \mathcal{O} 正 常 価 格 輸 出 玉 12 お け る 通 常 \mathcal{O} 商 取 引 に お け る 価 格 又 は これ

12 準 ず る 価 格

口 不当· 廉 売 され た 指 定 貨 物 \mathcal{O} 本 邦 向 け 輸 出 価 格

ハ そ 0 他 不 当 廉 売 さ れ た 指 定 貨 物 \mathcal{O} 輸 入 が 指 定 さ れ た 期 間 \mathcal{O} 満 了 後 に 継 続 Ļ 又 は 再 発

す

Ź

期

お そ れ 0 有 無 \mathcal{O} 認 定 に 関 L 参 考とな るべ き 事 項

(___) 不 当 廉 売 さ れ た 指 定 貨 物 \mathcal{O} 輸 入 \mathcal{O} 本 邦 \mathcal{O} 産 業 12 与 える 項 実 介質 的 な 損 害 等 \mathcal{O} 事 実 が 指 定さ れ た

間 \mathcal{O} 満 了 後 12 継 続 し、 又 は 再 発 す る お そ n 12 関 す る 事

1 不 当 廉 売され た指 定 貨 物 \mathcal{O} 輸 入 量

口 不 当 廉 売 され た 指 定 貨 物 \mathcal{O} 輸 入 価 格

不 当 廉 売 さ れ た 指 定 貨 物 \mathcal{O} 輸 入 が 同 種 \mathcal{O} 貨 物 を 生 産 L 7 1 る 本 邦 \mathcal{O} 産 業 に 及 ぼ す 影

その 他 不 当 廉 売さ れ た 指 定 貨 物 \mathcal{O} 輸 入 \mathcal{O} 本 邦 \mathcal{O} 産 業 に 与 え る 実 質 的 な 損 害 等 \mathcal{O} 事 実 が 指 定

さ れ た 期 間 \mathcal{O} 満 了 後 12 継 続 し、 又 は 再 発 す る お そ れ \mathcal{O} 有 無 \mathcal{O} 認 定 に 関 L 参 考とな るべ き 事 項

七 申 請 者 \mathcal{O} 主 張 \mathcal{O} 概 要

二

(--)申 請 者 が 本 邦 \mathcal{O} 産 業 に 利 害 関 係 を 有 す る者 12 該 当 す る 事 情

申 請 者二 社 は 本 邦 12 お 1 7 不当廉売された指定貨 物 کے 同 種 \mathcal{O} 貨 物を生産 L 7 V) る唯 一の本

邦 生 産 者 で ある。

(__) 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間 の満 了後に継続 又は再発するおそれに

関する事項

1 正常価格については、 次の表の上欄に掲げる不当廉売された指定貨物の区分に応じ、 同 表

の下欄に掲げる価格を採用した。

(一种说书说):"有种之书儿"	
不当廉売された指定貨物	正常価格
南アフリカ共和国を原産地とする電	南アフリカ共和国から本邦以外の国に輸出される不当廉
解二酸化マンガン	売された指定貨物と同種の貨物の輸出のための販売価格
	(南アフリカ共和国の最大の輸出先であるアメリカ合衆
	国向けの輸出価格)
中華人民共和国を原産地とする電解	中華人民共和国と比較可能な最も近い経済発展段階にあ
二酸化マンガンのうち、アルカリ電	る国である南アフリカ共和国から輸出される不当廉売さ
池用のもの	れた指定貨物と同種の貨物の輸出のための販売価格(南
	アフリカ共和国の最大の輸出先であるアメリカ合衆国向
	けの輸出価格)
中華人民共和国を原産地とする電解	中華人民共和国と比較可能な最も近い経済発展段階にあ
二酸化マンガンのうち、リチウムー	る国である本邦における消費に向けられる不当廉売され

次 t ス 7 ン ~° 電 池 ガ 1 ン 用 を \mathcal{O} t 原 産 \mathcal{O} 及 地 び کے す フ る エ 電 ラ 1 解 1 用 酸 化 \mathcal{O} た ン 指 ス <u>~</u>° 指 0 定 貨 最 定 1 物 貨 大 ン と同 か 物 0 輸 5 と 出 本 同 種 先 邦 \mathcal{O} 種 で 貨 以 \mathcal{O} あ 外 貨 物 る 物 \mathcal{O} \mathcal{O} ベ 輸 玉 \mathcal{O} ル 出 に 通 ギ 常 輸 \mathcal{O} た 出 \mathcal{O} 王 さ 商 8 玉 れ \mathcal{O} 取 引 販 る 向 不 12 け 売 当 \mathcal{O} 価 お 輸 格 廉 け 出 売 る 価 さ 価 ス 格 れ 格 1 た

口 地 お とす け ガ 本 る 邦 ン 玉 る 12 向 内 電 け 0 物 解 7 輸 流 7 出 費等 酸 は 価 化 格 を 7 本 は 控 ン 邦 除 ガ \mathcal{O} 南 L 輸 ア て算・ に フ 入 IJ 0 通 定 関 力 1 7 価 共 た。 は、 和 格 玉 か 5 及 ス <u>~</u>° 海 CK 中 1 上 ン 運 華 賃 0 人 等を 本 民 邦 共 控 和 向 除 け 玉 輸 を 7 出 原 算 産 通 地 定 関 とす 価 格 か ス る ~° 電 5 1 解 ス ~° 酸 1 を 原 化 に 産 7

7 1 う。 1 1 る。 及 び カン 口 5 に ょ \mathcal{O} 不 る 当 と 廉 売さ 南 ア れ フ た指 IJ 力 定 共 貨 和 物 玉 \mathcal{O} 本 中 華 邦 向 人 民 け 輸 共 和 出 玉 価 及 格 は び ス \sim 1 ず 1 れ ン t 。 以 正 常 下 価 \equiv 格 か を 下 国 口 لح 0

二 \equiv カン 玉 \mathcal{O} 供 給 者 は 相 当 \mathcal{O} 余 剰 生 産 能 力 を 有 7 1 る。

ホ 税 お さ 南 1 れ 7 アフ 不 7 当 お IJ り、 廉 力 売 共 関 和 ま た、 税 玉 が 産 課 中 電 税 華 解 さ 人 れ 民 酸 7 共 化 1 和 7 る。 玉 ガ 産 電 12 解二 0 酸 1 化 7 は、 7 ン ガ 欧 ン 州 に 連 合 0 V に 7 お は、 7 ア 不 当 X IJ 廉 力 売 合 関 衆 税 玉 が 課 12

以 上 のことから、 指定 されれ た 期 間 \mathcal{O} 満 了 後、 不当 廉 売 され た 指 定 貨 物 \mathcal{O} 輸 入 が 継 続 Ļ 又は

再発するおそれがある。

(三) 間 不当 0 満 了 廉 後 売 さ 12 れ 継 続 た指定貨 し、 又 物 は 再 0 発 輸 する 入 の お 本 そ 邦 れ 0 産 に 業に 関 す る 与える 事 項) 実質: 的 な損害等 · の事・ 実が 指定さ れ た 期

1 少 三か し た 玉 から \mathcal{O} の 、 0 不当廉売され 平 成二十二 年 た指 度以 定貨 降 顕著 物 1な増 0 輸 加を示 入 量 一は、 i てい 不当廉売関税 る。 の課税に . 伴 旦 は減

ロ 本邦の産業においては、

- 1 に . 伴 不当廉 売関 営業利 税 益 \mathcal{O} が 課税後、 増加す る等、 国内販売価格が上昇し、 不当 廉 売 関 税 \mathcal{O} 課 税 国内販売量及び販売額が増加 0 効 果 が みら れ た。 したこと
- 2 占 売 状 額、 て本 拠 玉 率 況 産 邦 営業 に は 品 と輸 減 あ \mathcal{O} 産業 る。 利 少 入品 益 傾 輸 t 向 は不当廉 減 に 入 で が 商 少してい あ 著 品品 り、 売され L に · 差 異 それ < ·増加し る。 た指 を受け、 は な 定貨物 た平 < \ 平成二十三年 成二十二年 価 0 格 輸入に に ょ n ·度以 よって実質的 販 度 売 降 は 量 は、 が 左 玉 内 右 玉 . な損. 生 内 されることか 産 販 売 害を極 量 量 稼 働 玉 めて受けやす 産 5 率 밆 依 玉 \mathcal{O} 然と 市 内 場 販
- 3 に 下 不当廉売 方 圧 力 さ が れ か た指 カン 0 定貨 た 結 果、 物 0 輸 原 料 入 は 価 格 不当廉 \mathcal{O} 高 売関 騰 を 玉 税 内 \mathcal{O} 課 販 税 売 後 価 t 格 継 に 続 転 嫁 L 7 できず、 お り、 価 玉 内 格 販 \mathcal{O} 売 上 昇 価 が 格

抑 制 さ れ 7 1 る。

以 上 のことか 5, 指定され た 期 間 \mathcal{O} 満 了 後、 実質的 な 損 害 \mathcal{O} 事 実が 継 続 又 は 再 発 す る お

そ れ が あ る

八 不 当 廉 売 関 税 に 関 する 政 令 第 + · 条 第 項 前 段 及 び 第 + 条 \mathcal{O} 第 項 前 段 \mathcal{O} 規 定 12 ょ る 証 拠 \mathcal{O} 提

出 対 質 及 び \mathcal{O} 申 証 言 出 同 同 令 令 第 第 + + _ 条 条 *の* 第 第 項 \mathcal{O} 項 規 定 \mathcal{O} 規 に 定 ょ る 12 ょ 証 る 拠 意 等 見 \mathcal{O} \mathcal{O} 閲 覧、 表 明 並 同 令 び 第 12 十二-同 令第. 条 十三 第 条 項 第 \mathcal{O} 規 項 定 \mathcal{O} に ょ 規 定 る

ょ る 情 報 \mathcal{O} 提 供 に 0 1 7 0 そ れ ぞ れ \mathcal{O} 期 狠

(五)(四)(三)(二)(一) に

証

拠 \mathcal{O} 提 出 及 び 証 言 に 0 **\ て \mathcal{O} 期 限 成二十

証

拠

等

 \mathcal{O}

閲

覧

に

0

1

7

 \mathcal{O}

期

限

調

査

終

了

 \mathcal{O}

日

五.

年三

月

日

年

三月二十

九

日

九

日

対 質 \mathcal{O} 申 出 に 0 1 て \mathcal{O} 期 限 亚 成 + 五

見 \mathcal{O} 表 明 12 0 1 7 \mathcal{O} 期 限 平 成二十 五. 年三月二十

意

報 \mathcal{O} 提 供 に 0 1 7 \mathcal{O} 期 限 平 成二十 五. 年三

な お、 情 れ 5 \mathcal{O} 手 続 \mathcal{O} ほ か、 供 給 者 及 び 本 <u>;</u>邦 企 月二十 業 \mathcal{O} 実 態 九 調 日 査 現 地 調

査

を含

む。

を行

う予

定

で あ

九 そ 0 他 参考とな る ベ き 事 項

本 件 に 0 1 て、 不 当 廉 売 関 税 に 関 す る 政 令 第二 条 第 項 0 規 定 に お 1 て 中 華 人 民 共 和 玉 香

港 こととさ 地 域 及 れ び 7 7 力 1 才 る 地 「 特 域 定 を 貨物 除 < 0 生 産 を 及 原 び 産 販 地 とす 売 に る特 0 () 7 定 市 \mathcal{O} 場 種 経 類 済 \mathcal{O} 輸 \mathcal{O} 条 入 件 貨 物 が 浸 \mathcal{O} 透 生 L 産 7 者 1 が 明 る 事 確 実 に 示 に す

は、 以 下 \mathcal{O} 事 実 が 含ま れ るも \mathcal{O} とす る。

1

価

格

費

用

生

産

販

売

及

び投資

に

関

する

生

産

者

 \mathcal{O}

決

定

が

市

場

原

理

12

基

づ

き

行

わ

n

7

お

ŋ

これ 5 0 決 定 に 対 す る政 府 (当該 輸 入 貨 物 \mathcal{O} 原 産 玉 \mathcal{O} 中 央 政 府 地 方 政 府 又 は 公 的 機 関 を

1 う。 = 12 お 1 7 同 U. 0 重大 な 介 入 が な 1 事 実

口 主 要 な 投 入 財 (原 材 料 等) \mathcal{O} 費 用 が 市 場 価 格 を 反 映 7 1 る事

11

労

使

間

 \mathcal{O}

自

由

な

交

渉

12

よ

ŋ

労

働

者

 \mathcal{O}

賃

金

が

決定さ

れ

7

1

る

事

実

実

= 生 産 手 段 \mathcal{O} 政 府 に ょ る 所 有 又 は 管 理 が 行 わ れ 7 1 な 1 事 実

ホ 会 計 処 理 が 玉 際 会 計 基 準 又 は そ れ 12 準 じ た 形 で 適 切 12 行 わ れ 7 お り、 財 務 状 況 が 非

市

場

経 済 的 な 要 因 に ょ り 歪 8 5 れ 7 1 な 1 事 実

 $(\underline{})$ 証 東 京 拠 都 \mathcal{O} 提 千 出 代 及 田 区 び 霞 証 が 言、 関 証 三 丁 拠 等 目 \mathcal{O} 番 閲 覧 号 \mathcal{O} 申 請 財 務 省 対 質 関 税 \mathcal{O} 申 局 関 出 税 課 意 見 特 殊 \mathcal{O} 関 表 明 税 調 又 は 査 情 室 報 0 提 供 \mathcal{O} 宛 先

 (Ξ) そ \mathcal{O} 他 日 本 語 以 外 \mathcal{O} 言 語 12 ょ る 証 拠 \mathcal{O} 提 出 及 び 証 言 証 拠 等 \mathcal{O} 閱 覧 \mathcal{O} 申 請、 対 質 \mathcal{O} 申 出

意見 \mathcal{O} 表 明 又 は 情 報 0 提 供 を行 う場合に は 日 本 語 0 翻 訳 文 を 添 付 す るも のとす

別表 調査に係る貨物の主な供給者

国 名	供 給 者 名	
南アフリカ共和国	DELTA EMD (PTY) LTD.	
中華人民共和国	中信大锰矿业有限责任公司 广西埃赫曼康密劳化工有限公司 广西桂柳化工有限责任公司 广西汇元锰业有限公司 广西靖西县一洲锰业有限公司 贵州红星发展大龙锰业有限责任公司 贵州红星发展进出口有限责任公司 湖南阳光电化有限公司 湖南振兴化工股份有限公司 桂阳县冶金化工有限责任公司 广州住友商事有限公司 湘潭电化科技股份有限公司	
スペイン	CELAYA EMPARANZA Y GALDÓS INTERNACIONAL S.A. ENERGÍA PORTÁTIL, S.A.	

(注) 申請者が提出した申請書に記載されているものを記載した。